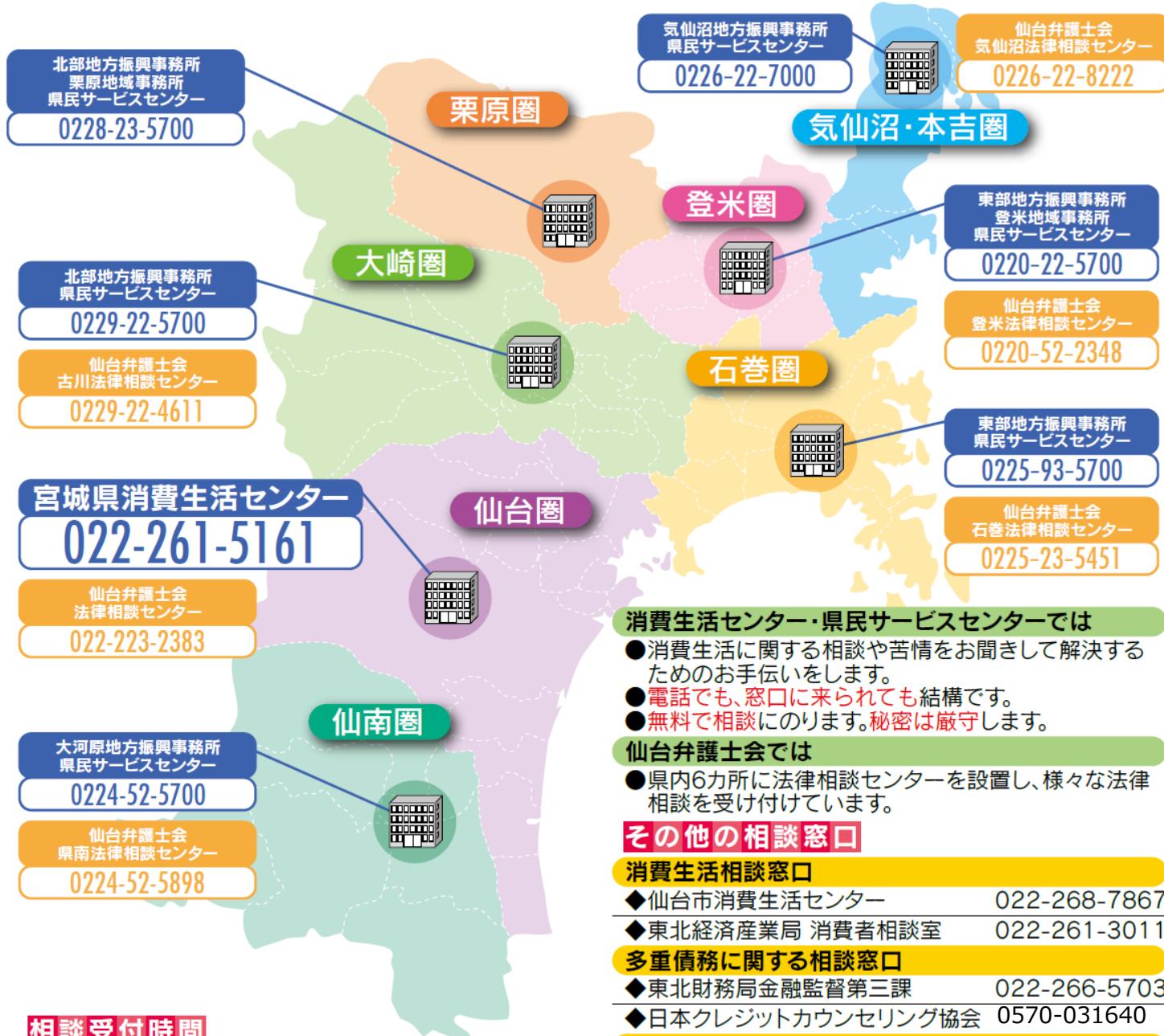


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談にしよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

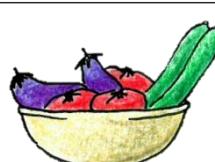
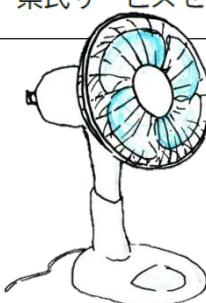
多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632

◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。



発行／宮城県消費生活センター



みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆SF商法（はいはい商法）にご注意ください！
- ◆平成26年度宮城県消費生活センター相談状況の概要
- ◆カニの電話勧誘にご注意ください！
- ◆消費生活センターで「個人情報の削除」はできません！



SF商法（はいはい商法）にご注意ください！

狭い会場に人を集め、販売員が巧みな話術で場を盛り上げながら、集まった人達に「ハイ！ハイ！」と手を上げさせるなどして、タダ同然で日用品などを配り、冷静な判断ができない高揚した雰囲気の中で高額商品を売りつけるSF商法（はいはい商法）に関する相談が寄せられています。



近所の庭で今度始まるカタログ販売の説明会をするといったビラが入っていたので行ってみた。行ってみると、「これがほしい人は手を挙げて」など促されながら日用品を3点紹介され、自分はピーラーをもらった。午後から4点目の商品を紹介することだったが、あやしいと思い参加しなかった。後日、参加者から話を聞くと、1時間電気治療器具の説明を受け、現金20万円でその商品を購入してしまったとのことだった。解約できないだろうか？

★アドバイス★

- 「日用品の無料配付がある」と勧誘されても、会場には絶対に近づかないようにしましょう！
- 不要なものはキッパリ「いりません」と断りましょう！
- 万が一契約してしまっても、SF商法（はいはい商法）の場合、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフすることができます！
- 契約について不安なことがあったり、トラブルに巻き込まれてしまった時は、お住まいの地域の消費生活相談窓口に相談しましょう！

1人で悩まず
相談しましょう



平成26年度宮城県消費生活センター相談状況の概要

宮城県消費生活センターと県内 6 カ所に設置されている県民サービスセンターに寄せられた相談件数は 8,822 件で前年度と比較すると 817 件減少しました。しかし、平成 23 年度から比較すると全体的に増加傾向にあります。

また、60 歳代以上の高齢層からの相談が依然として全相談件数の 3 割を占めています。訪問販売・電話勧誘販売・訪問購入などの「家にいて巻き込まれるトラブル」に関する相談が多くなっています。

☆アダルト情報サイトなどの「デジタルコンテンツ」に関する相談が4年連続最多！☆



スマートフォンが様々な世代に急速に普及したこと等により、アダルト情報サイトなどの「デジタルコンテンツ」に関する相談が全相談の約 20% を占め、4 年連続最多となりました。

また、年代別に見ると、平成 25 年度は 60 歳代以下の各年代でそれぞれ 1 位の相談内容でしたが、平成 26 年度はさらに 70 歳代でも 1 位の相談になりました。

相談内容としては、「無料の動画を見ようと思い、年齢確認をクリックしたら、突然アダルトサイトに登録になり利用料を請求された。」などといった“ワンクリック請求”や、「コンテンツ利用料の未払いがある。支払わないと訴訟する。」などの内容のメールが届く“架空請求”などが多くなっています。



☆「インターネット接続回線」に関する相談が増加！☆

「インターネット利用料が今より安くなると言われ契約したが、安くならなかった。」「契約したつもりはないのに、遠隔操作でプロバイダを変更されていた。」等といったインターネット接続回線（光ファイバー等）に関する相談が前年度より 105 件増え、319 件相談が寄せられました。順位も 8 位から 6 位に上がっています。また、販売購入形態別に見ても、電話勧誘販売や訪問販売ともに、インターネット接続回線に関する相談が上位を占めています。

平成 27 年 2 月から光ファイバーの卸売りサービスが開始され、それに伴い、相談も更に増加しています。



☆その他☆

- 「解決先を探そうと消費生活センターと検索し、ヒットしたところに電話をしたら、解決に金銭を要求された。よく確認したら行政書士だった。」などの二次被害的なトラブルや、大手企業などの個人情報流出問題に便乗した行政機関を名乗る個人情報削除を持ちかける不審電話に関する相談が目立ちました。
- 高齢層からは「訪問購入」、20 歳代からは「マルチ・マルチまがい」に関する相談が増えました。
- 健康食品の送り付け商法に関する相談は激減しました。

商品・サービス別相談件数(中分類)

順位	商品・サービス	相談件数	
		H26年度	H25年度
1	デジタルコンテンツ	1,792	1,561
2	フリーローン・サラ金	413	538
3	不動産賃借	407	458
4	商品一般	398	395
5	相談その他	356	480
6	インターネット接続回線	319	214
7	工事・建築	288	384
8	四輪自動車	224	235
9	役務その他サービス	103	49
10	他の行政サービス	100	72

カニの電話勧誘にご注意ください！

突然、「いいカニが入ったので、以前買っていた方に連絡をしています。」などと、覚えない事業者から電話でしつこく勧誘を受けた経験はありませんか？

一度「いりません」と断ったにも関わらずしつこく勧誘をし続けることや、取引したことのない会社にも関わらず「以前買っていた～」など嘘をつくことは禁止されています。7月9日、海産物の電話勧誘を行っている会社が2社行政処分を受けました。

今回は、このような電話がきた際、トラブルに遭わぬために注意するポイントを紹介します。



「以前、干物を買っていただいた海産物店です。カニを買いませんか？」と突然電話があった。買った覚えはなく、「いりません。」と断ったが、「おいしいカニです。サービスします。」などしつこく勧誘を受け、仕方なく買うことにした。カニは1ヶ月後に代金引換で届くという。その後、宅配会社から確認の電話があり「キャンセルしないように」と念を押された。不審だ。

被害に遭わないためのポイント

●必要なければキッパリ・ハッキリ断りましょう！

一度断ったにも関わらず、しつこく勧誘を続けることは法律で禁止されています。遠慮せず、「いりません！」とキッパリ断りましょう。

●断り切れず契約してしまっても「クーリング・オフ」することができます！

クーリング・オフは契約をなかったことにできる制度です。契約書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフすることができます。

おかしいなあ、不安だなあと思ったら
お住まいの地域の消費生活相談窓口に相談しましょう！



消費生活センターで「個人情報の削除」はできません！

<事例>

消費生活センターのゴトウを名乗る人物から「あなたの個人情報が複数社に漏れています。削除しますか？」といった電話がかかってきた。「お願いします。」と言ってしまったが不審だ。消費生活センターではそのような電話をかけているのか？

先月号でも注意喚起しましたが、消費生活センター等の公的機関が「個人情報を削除する」などと言って電話をかけることは絶対にありません！

公的機関を装って個人情報の削除を持ちかける電話は詐欺です！相手にせず、すぐに電話を切りましょう。

このような不審な電話があった場合は、相手にせず、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談・情報提供ください。

